

外国語指導助手（ALT）派遣業務仕様書

小美玉市教育委員会

1 仕様及び条件について

(1)事業名称

外国語指導助手（ALT）派遣業務

(2)目的

小美玉市立小・中学校・義務教育学校及び幼稚園等において、発達段階に応じた国際理解教育や英語教育の充実を図る。

小学校・義務教育学校前期課程及び幼稚園においては、外国語指導助手（以下「ALT」という。）の配置により、外国語・外国語活動の時間等における体験的な活動を通して、児童が英語や外国の文化に慣れ親しみ、国際理解の向上を図る。

中学校・義務教育学校後期課程においては、ALTの配置により、英語教育の充実を図るほか、生徒との対話等を通じた英語力の向上、英語の発音指導、実際に活用できる実践的なコミュニケーション能力等を高めることを目的とする。

(3)業務内容

ア 事業者（派遣元）が行う業務

- (ア) 小美玉市教育委員会、幼稚園、小・中学校・義務教育学校等とALT間の連絡調整
- (イ) 担当者による学校訪問、ALTの業務遂行状況の把握及び評価
- (ウ) 上記イについての報告
- (エ) ALTに対する学習指導要領に基づく指導カリキュラム等の理解、その他業務遂行に必要となる研修の実施
- (オ) ALTに係る学校からの要望及び苦情への対応
- (カ) ALTの勤務管理及び休暇、遅刻等がある場合の学校への事前報告
- (キ) ALTの業務遂行に対する指導・支援
- (ク) 小美玉市教育委員会がALTに依頼する研修会等への協力及び参加
- (ケ) 臨時休校等振替日の調整
- (コ) ALTの適正配置
- (サ) ブレンディット授業等のオンラインによる授業の調整、計画

イ ALTが行う業務

- (ア) 小学校・義務教育学校前期課程における外国語・外国語活動、中学校・義務教育学校後期課程における語学指導等（ALTが担当教員等と外国語会話の実演等を含む）
- (イ) アの指導内容や言語活動に見合った教材（ワークシート、資料等）の開発等
- (ウ) イに関するノート、ワーク、テスト等の点検・指導
- (エ) 幼稚園、小・中学校・義務教育学校等における異文化理解教育
- (オ) 各種常時活動への積極的な参加（給食指導、清掃指導等）
- (カ) 小・中学校・義務教育学校教職員に対する研修会の講師
- (キ) 地域における国際交流活動についての指導

- (ク) 学校行事等への参加及び学校・教育委員会と派遣元が協議の上、必要と判断したこと
- (ケ) 教育委員会担当者との定期的な研修会への参加

(4) A L Tの資格・条件

- ア 心身ともに健康で、通年勤務ができる者
- イ 協調性に富み、業務に対して積極的に取り組もうとする向上心のある者
- ウ 日本における英語教育について理解し、専門的な知識を有し、業務に必要な指導力を有している者
- エ 外国語活動又は英語教育に関する指導経験があり、又は専門機関において、指導技術の研修を受けている者
- オ 職務専念義務、守秘義務が遵守できる者
- カ 日本又は諸外国における教員資格、もしくはこれと同等程度の能力を有する者

(5)指導形態

上記「(2)目的」を達成するために、各学校の年間指導計画に基づき指導する。

2 履行場所及び履行方法

- (1) A L Tの配置校は、下記のアからウとし、各学校の指導計画等に基づいて定められた授業時には、必ず教員と共に指導に加わることとする。
また教育委員会の命がある場合は、配置校以外での勤務を行うこととする。

- (2) その他、小美玉市教育委員会が命じた場所及び方法による。

- ア 小美玉市立小学校・義務教育学校前期課程 7校
(小川南小、竹原小、羽鳥小、堅倉小、納場小、玉里学園義務教育学校前期課程、小川北義務教育学校前期課程)
- イ 小美玉市立中学校・義務教育学校後期課程 4校
(小川南中、美野里中、玉里学園義務教育学校後期課程、小川北義務教育学校後期課程)
- ウ 小美玉市立幼稚園 2園
(元気っ子幼稚園、よつば幼稚園)

3 英語指導助手の人数、日数及び時限数等

- (1) 英語指導助手 15名(幼稚園・小学校・義務教育学校前期課程7名、中学校・義務教育学校後期課程8名)配置 (複数園校の兼務を含む)

- (2) 業務は、月曜日から金曜日までの授業日(週5日)を原則とし、小学校・義務教育学校前期課程は185日、中学校・義務教育学校後期課程は185日(夏休み18日間を含む)とする。但し、学校・教育委員会と派遣元が協議の上、土曜日または日曜日等、業務を要しない日に業務を実施することができる。また、1日の業務時間は午前8時30分から午後4時30分の間で6時間未満とする。但し、学校・教育委員会と派遣元が協議の上、必要と認めた場合は、1日の業務時間を変更することができる。

(3)委託期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日

4 委託限度額及び支払方法

(1)委託金額の限度額 ¥227,700,000 (消費税等を含む)

(2)支払方法

ア 委託料の支払期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日とする。

イ 毎月業務完了報告書及び請求書に基づき支払うものとする。

5 その他

(1)ALTの病気等による緊急の休業

契約日数を満たす振替業務を行う。

(2)その他

ア トレーニングについて

派遣元は、ALTの配置前及び配置期間中に、業務の遂行のために必要なトレーニングを実施し、その内容を文書で市教育委員会に提出する。

イ ALTの交換について

配置されているALTの業務の遂行が不十分であると市教育委員会が判断した場合は、速やかに協議を行い、当該ALTの交換を行うなどの対応をする。

ウ ALT配置時及び配置時間における事故について

ALT配置時及び配置時間における事故については、派遣元が対応することとする。

エ 代理講師の配置について

ALTが規定時間を超えて休暇をとる場合や、事故が生じた場合は、速やかに代理講師を配置することとする。

オ 損害賠償責任について

業務の遂行にあたり、派遣元あるいはALTが、それぞれ、その責任に帰す理由により損害を及ぼす等の事態になった場合は、速やかに市教育委員会と連絡をとり対応について協議するが、その賠償は派遣元の責に帰するものとする。

カ この仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、委託者と協議のうえ別途定める。

6 問合せ先

小美玉市教育委員会事務局教育指導課指導係 副参事兼指導主事 市村小枝子

TEL 0299-48-1111 (内線2231)

E-mail:gakko@city.omitama.lg.jp(電子メールの場合、送信した旨を電話により連絡すること)